

平成 18 年度 環境・安全技術系講習会

堀木 幹夫

工学研究科・工学部技術部 環境・安全技術系

今年度の技術講習会は以下の様に開催した。

日 時：平成 18 年 9 月 22 日（金）13:30～15:30

場 所：技術部会議室（7号館 313 号室）

参加者人数：10 名

内容

1．有機溶剤及び特定化学物質に関する作業環境測定について（宮嶋 伸好）

まず、作業環境測定法について、説明があった。

作業環境測定はデザイン及び分析からなる。デザインには 測定対象、 場所等の決定、 サンプリングの方法、分析方法には、 サンプリング時間、 補修方法、 分析機器等の決定等の要因がある。

サンプリング方法として、直接補修を具体的な例にとって、説明がなされた。分析の方法としては現在、主に、ガスクロマトグラフィーの方法で行っている。補修したガスを分析機器に打ち込んで分析を行う具体的な説明があった。

分析の精度を確保する場合、ガスクロのピーク位置が近接しているものが、種々あり、分析の方法として、極性キャピラリーや無極性キャピラリーを用いる等の工夫の必要性が強調された。

平成 18 前期の作業環境測定の結果も報告された。工学研究科関連全体で 87 室の測定を行い、作業環境改善の余地があるとされる第 2 管理区分が 2 室、その他はすべて、第 1 管理区分であった。

2．消防法に関する危険物取扱い安全講習（斉藤 彰）

危険物の取扱いについての背景として、危険物による火災や漏洩による事故はその影響が甚大であり、しかもその数は近年、増大している。事故を防止することの観点から、危険物について理解を深めることの意義は大きい。

危険物の定義として、消防法、火薬取締法、毒物及び劇物取締法の観点がある。

消防法の危険物としては、液体または固体のものを意味し、別表でそれらを定義している。第 1～第 6 類に分類され、該当薬品、性質及び性質の概要を示している。消防法危険物の簡単な判別法も示された。

危険物取扱者の資格について、詳細な説明がなされた。甲種、乙種、丙種の資格があり、それぞれの対象とする危険物種、資格取得の要件等の説明があった。甲種、乙種は危険物保安監督者として要件はそなえるが、丙種はそれがない。甲種は甲種防火管理責任者としての要件をそなえる。危険物資格者は資格取得後も講習義務がある。

危険物取扱いに際しては、分類に応じて、指定数量があり、自治体への届け出義務が発生する。

最後に危険物の取扱いに際しての全般的な注意、対応する消火器、危険物倉庫等の表示の説明もなされた。

危険物に関する本講習内容は環境安全管理室の HP にダイジェスト版として、掲載されている。関心のある方はダウンロードして、ご活用ください。